

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和4年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第15項の規定により公表します。

令和5年3月29日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 森本 勉

令和4年度

定期事務監査等の結果に対する措置状況

1. 執行機関

総務課、警防課、予防課、大東消防署

監査委員 指摘事項
<p>(1) 会計書類について</p> <p>会計書類について、物品所管課ではなく総務課が作成し決裁を受けている状況が確認された。</p> <p>財務規則第55条において、各課等の長は、予算執行を伴う事業を行おうとするときは、予算執行伺により、決裁を受けなければならないと規定され、また財務規則第56条において、支出負担行為についても同様に、各課等の長が決裁を受けることとしている。</p> <p>については、財務規則による規定と各課等による事務執行を整合させるよう改善を求める。</p> <p>(2) 検収、物品取扱員について</p> <p>財務規則第93条において、各課等の長は、その所管に属する物品について、適正かつ効率的に管理しなければならないと規定している。</p> <p>しかし、同第94条においては、総務課長が物品の納入後直ちに検収するとしており、また、同第5条において、物品取扱員を総務課に置くとしている。</p> <p>現状、検収報告書は各課等の長が行っているが、検収及び物品受領はすべて総務課で確認している。</p> <p>これについても物品の検収及び受領、また受領後の物品の管理について、財務規則による規定と効率的な取扱いを整合させるよう調整する必要があると考える。</p>

執行機関 措置状況

(1) 会計書類について

監査委員からの指摘を受け、会計書類について確認を行いました。

予算執行伺書及び支出負担行為書については、財務規則に基づき各課等の長が決裁を受けるよう徹底いたします。

支出命令書につきましても、財務規則と整合させるため、各課等の長が物品の管理、確認等を行うよう、財務規則を改正致します。

また各種会計書類について、各課等で作成できるよう、早急にシステム環境の改善を図ります。

(2) 検収、物品取扱員について

監査委員からの指摘を受け、検収及び物品取扱員について確認を行いました。

専門的技術又は知識等を必要とするものなど購入を委任することが適当と認める物品の購入及び検収については、当該物品の購入及び検収を主管の課等の長に委任することができるよう、財務規則を改正します。

また物品取扱員について、総務課だけでなく、予防課、警防課で物品の受領、管理、出納ができるよう各課等に配置するよう財務規則を改正し、適正に管理いたします。